

大分県報

令和七年
第六三二号
八月八日

（金曜日）

目次

告示

指定希少野生動植物の指定	一
令和七年度の自衛官候補生の採用試験の期日並びに試験場の位置及び名称	一
指定予定保安林	一
保安林の指定の解除	二
建築基準法による道路位置の指定	二
落札者等の公示	二

○告示

大分県告示第三百二十五号

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動植物を指定する。

令和七年八月八日

指定希少野生動植物

ミツガシワ（リンドウ科）

附則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

大分県告示第三百二十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、令和七年度の自衛官候補生の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のように

定める。

令和七年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 ウェブ（Web）試験（筆記試験及び適性検査）における試験期日

令和七年九月十六日又は同月十七日のうち受験者が希望する日

二 口述試験及び身体検査

試験期日及び検査実施日

試験場及び身体検査場の位置及び名称

令和七年九月二十二日から同月二十五日までの間で自衛隊大分地方協力本部が指定する日

別府市大字鶴見四五四八―一四三
陸上自衛隊別府駐屯地

三 その他

詳細については、自衛隊大分地方協力本部募集課（電話〇九七―五三六―六二七）に問い合わせること。

大分県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和七年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

国東市武蔵町狭間字馬場越一三二六番、一三二七番、一三二九番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

令和七年八月八日

大分県報（告示）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 解除に係る保安林の所在場所
宇佐市大字日足字堂所一四〇一番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和七年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	道路の幅員	道路の延長
別第六一 六号	速見郡日出町大字豊岡字門田 三三一二番二及び三三二三番 一	令七・七・八	メートル 五・〇五 五・〇一	メートル 五六・〇九

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年八月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

段ボールベッド（パーティション有） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和七年六月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

万達株式会社 代表取締役 新井 乃敏

東京都豊島区北大塚三丁目六番四号

五 落札金額

千八百三十八万七千六百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和七年五月十六日